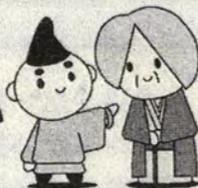


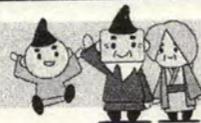
地域のために 働きませんか



入浴やトイレ等は自分で出来るけど、
料理や掃除がづらくなってきた…

そんな方々を
サポートする仕事です

訪問型サービスA



介護ヘルパーの業務とは異なり、比較的介護度の軽度な方々
(要支援1・2)の日常生活をサポートする仕事です。

○業務内容

利用者のご自宅を訪問し、自立した日常生活を行えるよう、
主に買い物、洗濯、掃除、料理などをサポートします。

○必要な資格

茅ヶ崎市が開催する「生活援助員研修」の修了者
等

生活援助員として働きたい方は・・・

生活援助員研修

日程：【第1回】令和6年10月5日(土) 9:30-17:00
6日(日) 9:30-12:30

【第2回】令和6年12月7日(土) 9:30-17:00
8日(日) 9:30-12:30

・茅ヶ崎市役所 会議室

・受講料 無料

・16歳以上対象。各回30名程度



申し込み方法は右記の二次元バーコードから専用フォームで受付

申込期間 第1回：8/1～8/30 第2回：8/1～10/31
※専用フォームからの申し込みができない場合は、
070-1261-7738にお問い合わせください。



【申込み・問い合わせ先】

一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会

TEL 070-1261-7738 E-mail info@chigasaki-kaigo.com

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合は、必ず地域包括支援センター等によるケアマネジメントが必要です。利用者の身体状況や生活環境に応じて自立した日常生活を送るために地域包括支援センターが作成したケアプランに沿ってサービスが提供されます。

※要介護1～5の方は利用できません。

訪問型サービス

国基準訪問型サービス

自宅にホームヘルパー（訪問介護員）が訪問し日常生活に必要な入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）や洗濯、掃除、調理等の支援（生活援助）等のサービスを提供します。

●サービス費用のめやす（利用者負担が1割の場合）

週1回程度の利用	
1月あたり	1,259円
月1回から3回まで 1回あたり	287円
週2回程度の利用	
1月あたり	2,514円
月1回から7回まで 1回あたり	291円
週2回程度を超える利用（要支援2のみ）	
1月あたり	3,988円
月1回から11回まで 1回あたり	307円

上記のサービス費用のめやすについては、令和5年度時点のものであり、今後変更されます。

訪問型サービス A

自宅に生活援助員（市の研修を終了した方）等が訪問し日常生活に必要な洗濯、掃除、調理、買い物等の支援（生活援助）のサービスを提供します。

●サービス費用のめやす（利用者負担が1割の場合）

週1回程度の利用	
1月あたり	1,134円
月1回から3回まで 1回あたり	258円
週2回程度の利用	
1月あたり	2,262円
月1回から7回まで 1回あたり	263円

※指定訪問介護事業所が提供するサービスを利用する場合
上記のサービス費用のめやすについては、令和5年度時点のものであり、今後変更されます。

通所型サービス

国基準通所型サービス

通所介護施設で日常生活上の支援や日常動作訓練、レクリエーション等を日帰りで行います。

●サービス費用のめやす（利用者負担が1割の場合）

要支援1相当		
週1回程度	1月あたり	1,748円
月1回～3回まで	1回あたり	402円
要支援2相当		
週2回程度	1月あたり	3,583円
月1回～7回まで	1回あたり	413円

上記のサービス費用のめやすについては、令和5年度時点のものであり、今後変更されます。

通所型サービス A

通所介護施設で日常生活上の支援やレクリエーション等を日帰りで行います。

●サービス費用のめやす（利用者負担が1割の場合）

要支援1相当	
月4回まで	1回あたり 245円
要支援2相当	
月8回まで	1回あたり 255円

※指定通所介護事業所が提供するサービスを利用する場合
上記のサービス費用のめやすについては、令和5年度時点のものであり、今後変更されます。